

総務省 第 147 号  
平成 30 年 6 月 28 日

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会会長 殿

総務大臣



平成 30 年住宅・土地統計調査への協力について (依頼)

平素より、総務省の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省では、平成 30 年 10 月 1 日現在で、「平成 30 年住宅・土地統計調査」(統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための調査)を実施します。

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物(以下「住戸」という。)に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を提供するものです。

近年、個人情報保護意識の高まりや、調査員が世帯と接触することの難しいオートロックマンションの増加などに伴い、従来にも増して調査活動が難しい状況となってまいりました。

このため、平成 30 年住宅・土地統計調査では、回答者の利便性を高め、調査員の負担を軽減するために、インターネットによる回答を導入し、スマートフォンやタブレット端末からの回答も可能とするなど、調査方法の改善を行っております。

しかしながら、円滑な調査の実施のためには、国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力をいただくことが不可欠です。

つきましては、統計法第 30 条の規定に基づき、別紙 1 の内容につきまして、貴協会の会員の皆様への御周知を賜りたく、協力の依頼をさせていただきます。

また、平成 30 年住宅・土地統計調査は、地方公共団体を通じて実施することとしており、地方公共団体が改めて調査への御協力をお願いする場合がありますので、このことを併せて貴協会の会員の皆様へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、総務省では、このほかに毎月、世帯を対象とした基幹統計調査として、労働力調査、小売物価統計調査<sup>※</sup>及び家計調査を、都道府県を通じて実施しています。これらの統計調査は、完全失業率、消費者物価指数及び個人消費の動向など、我が国の経済指標を得るためのものですので、これらの調査につきましても、集合住宅への調査員の立入り等に際し、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。

※ 小売物価統計調査では、借家の家賃を把握するため、民営借家世帯を対象にした家賃調査を実施しています。平成 31 年 1 月から、新たな家賃調査地区で調査を開始しますので、別紙 2 の内容につきましても御周知いただきますようお願い申し上げます。

平成30年

# 住宅・土地 統計調査

平成30年10月1日



**平成30年  
住宅・土地  
統計調査  
10月1日(月)  
実施!**

住宅・土地統計調査はこのような調査です。

住宅・土地統計調査法（国勢調査法）に基づいた国勢統計調査で、昭和35年から毎年この日に行われ、今回は10月1日の調査となります。

この調査は、全国約1千万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体における住宅政策や地域の政策の決定、施策や財政を中心とした都市計画の策定、住宅政策の推進などに幅広く利用されています。

**調査の流れ**

国勢調査本部 > 総務府 > 市区町村 > 指導員 > 調査員 > 調査世帯

**個人の情報は守られます**

統計法では、調査対象者が安心して調査員に記入いただけるよう、調査員を定めその調査員専用にして、調査員の記入内容を厳密に管理することを定めています。

**守秘義務**  
調査員は調査した世帯の個人や世帯の情報を漏らしてはなりません。

**利用制限**  
調査結果は国勢統計に集約して公表され、個人や世帯の個人情報は、調査員以外には提供されません。

**適正管理**  
調査員は調査票を厳密に管理し、調査票の管理に当たっては、調査票の紛失や破損を防止する必要があります。

## マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆様へ（お願い）

このたび、「平成30年住宅・土地統計調査」を実施することになりました。  
つきましては、以下の内容につきまして御理解・御協力をお願いいたします。

- 管理居住されている建物にお住まいの世帯が調査対象となった場合は、建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、御協力をお願いいたします。  
オートロックマンションやワンルームマンション、寮などについて、調査が円滑に実施できるよう統計調査員の建物内への立入り等に御配慮をお願いいたします。
- 住宅・土地統計調査の広報への御協力をお願いいたします。
  - 貴団体の会員様への調査実施の周知
  - 貼付可能な場所へのポスターの掲示
  - 貴団体のホームページへの「平成30年住宅・土地統計調査（キャンペーンサイト）」バナーの掲載
- 共同住宅等における調査員事務の委託について、地方公共団体からの業務委託の要請等がありましたら、御協力をお願いいたします。  
今回の住宅・土地統計調査から必要に応じて、共同住宅等に対して調査員業務の委託が可能な仕組みを取り入れています。

### （参考）今後のスケジュール

#### （調査員のスケジュール）

- 9月上旬 調査地域の確認など  
～調査地域内の各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。
- 9月中旬 調査対象名簿の作成
- 9月中旬 インターネット回答用の調査書類の配布
- 9月下旬 紙の調査票及び調査書類の配布
- 10月上旬 調査票の回収

住宅・土地統計調査担当：  
総務省統計局統計調査部  
国勢統計課  
住宅・土地調査第一係  
連絡先：03-5273-1154



総務省統計局

## 小売物価統計調査（動向編） 家賃調査へのご協力のお願い

小売物価統計調査（動向編）では、借家の家賃を把握するため、民営借家世帯を対象にした家賃調査を実施しています。平成31年1月から、新たな家賃調査地区で調査を開始しますので、以下の内容につきまして御理解・御協力をお願いいたします。

1. 建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、調査員の建物内への立入り等に御配慮をお願いいたします。
2. 貴団体の会員様への調査実施の周知をお願いいたします。

(参考)

### 小売物価統計調査（動向編）とは

国民の消費生活上重要な商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国的規模で毎月調査することにより、月々の価格の変化を明らかにし、消費者物価指数（CPI）やその他物価に関する基礎資料を得ることを目的とした調査です。

調査は、全国167市町村において、毎月、調査日\*を定めて実施され、約27,000の店舗・事業所及び約28,000の民営借家世帯を対象に実施しています。

\* 調査日：毎月12日を含む週の水曜日、木曜日又は金曜日のいずれか1日

### 家賃調査とは

家賃調査は、調査の対象となった地域（家賃調査地区）にお住まいの全ての民営借家世帯\*<sup>1</sup>に対して、3か月に1度\*<sup>2</sup>、月額家賃、延べ面積などの住居に関する事項を質問することにより行います。

\*<sup>1</sup> 民営借家世帯であるか把握するため、家賃調査地区内に所在する全世帯に対して、住宅の所有関係を定期的に確認させていただきます。

\*<sup>2</sup> 地域ごとに3つのグループに分け、「1、4、7、10月」、「2、5、8、11月」又は「3、6、9、12月」のいずれかに調査しています。

### 家賃調査地区の変更について

家賃調査地区は、原則5年ごと\*に、統計的な方法に基づき、全国の167市町村から1,233地区を選定します。平成31年は、家賃調査地区の変更の年にあたり、1月から新たな家賃調査地区での調査を開始します。このため、平成30年9月頃から準備活動を行います。

\* 民営借家世帯数や属性分布の母集団の変化に対応するため、直近の国勢調査の調査区別結果等を用いて、5年ごとに調査地区の設定替えを実施しています。

(調査員のスケジュール)

- ・平成30年9月～ 新たな家賃調査地区の範囲の確認等の準備事務
- ・ 10月～12月 新たな家賃調査地区において事前調査実施
- ・平成31年1月～ 新たな家賃調査地区における調査開始

小売物価統計調査（動向編）担当：  
総務省統計局統計調査部消費統計課  
物価統計室企画指導第一係  
連絡先：03-5273-1166

